

アドバイス・レポート

平成20年 4月 9日

平成20年 1月 4日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた
 特別養護老人ホーム第二亀岡園様につきましては、第三者評価結果に基づき、
 下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービス
 の提供に役立ててください。

記

評価が高かった点	I 健全な組織体制 (2) ①責任者等の協働、②管理者による状況把握 II 適正なサービス提供体制 (2) ②個別援助計画の作成、(4) ①感染症の対策及び予防 III 利用者保護の観点 (2) ①事業所情報等の提供、④地域への情報公開
理由	I (2)① スタッフのヒアリングから、事業所がアットホームで和気あいあいとした雰囲気を持っていることが伺えました。困ったことを管理職に気軽に相談できること等もこの雰囲気を醸成しているように思われます。離職者が少ないことにも、このことが表れているのではないかでしょうか。 II (2)② 全国老人福祉施設協議会の「おむつアンダー30プロジェクト」に参画し、排泄介助で確実な成果をあげておられます。排泄を中心とした個別援助計画の作成と実施については、評価するとともにこれからも継続されることを期待致します。 II (4)① 利用者への直接的サービスとしての感染症対策及び予防については、事業所の重点課題ということもあり、対策委員会の開催やマニュアルの整備、各種設備にいたるまで徹底した取組みがなされていました。 III (2)① 施設の玄関の掲示には、事業所の運営規定や重要事項説明書等が見やすい形で整備されていました。イベント、ボランティア情報等多くの内容も盛り込んでおられ、地域の情報発信基地としての役割を担っておられると感じました。 III (2)④ 広報誌は施設での行事を中心とした内容で、施設と利用者・家族の笑顔あふれるものとなっており、温かみを感じました。 法人各事業所により構成される編集委員会は、法人内の情報共有の場となっていると同時に、発行される広報誌は周辺地域に幅広く配付され、運営理念の啓発・広報に役立っています。

改善努力を要する点	I 健全な組織体制 (2) ③透明性の確保、(3) ①労働環境への配慮、③休憩場所の確保、(5) ②継続的な研修の実施 III 利用者保護の観点 (1) ②プライバシー等の保護
理由	I (2)③ 会議や委員会は、定期的に開催され、組織の意思決定に活用はされていましたが、より機能的に会議や委員会を運用するために、議案内容や編成など検討の余地があるように思いました。 I (3)① 職員配置は、人員基準上は満たされておりますが、スタッフの心身の負担状況に配慮した人員の確保という点からは充分とはいえないように思われました。 I (3)③ スタッフが休憩するためのスペースは確保され、必要な設備は備えられていますが、作業スペースと混在しているため休憩できるスペースとしては充分ではないように思いました。 I (5)② 新人職員については、担当者制を導入して定期的な指導や助言が計画的に行われていましたが、新人職員以外のO F F - J T に関しては、研修報告書に同じ職員の名前が多く見られるなど中堅職員に対しての外部研修の機会が少ない印象を受けました。 III (1)② 平成6年開設というハード面の制約はありますが、廊下から自室にて休まれている利用者が見えたり、廊下からトイレの中が見えやすいという状況は、昨今のプライバシー等の権利意識の高まりから考えて、環境面で検討を要するのではないかと思います。
具体的なアドバイス	I (2)③ 現在設置されている各種会議、各種委員会は多岐に渡りすぎているように思いました。今後の事業所運営をより機能的にし、事業戦略や事業計画を効果的に実行可能なものとするために、会議や委員会での協議案件を見直し、会議や委員会体制について再編成も含めて検討されてはいかがでしょうか。 I (3)① 施設の運営を考えていく上で、職員配置は最も難しい経営課題の一つですが、より質の高いサービスの提供のため、多様な雇用形態での職員の確保やアウトソーシング等も含めて検討されてみてはいかがでしょうか。 I (3)③ 現場スタッフは、利用者を中心に考えるあまり、自分の休憩を省みない傾向がある場合もありますので、しっかりとした休憩場所を確保して、事業所の姿勢を示すことが必要なのではないでしょうか。例えば、デイサービスを行なっている場所には、充分なスペースがあるように見受けられましたので、特養の現場を離れて休憩するということも考えられます。 I (5)② 事業所の想定する指導的職員や中堅職員の整理を含めた人材育成の体系化が、課題であるように見受けられました。一般職員に、事業所の考える「あるべき職員像」を提示しながら、計画的に人材を育成しつつ組織力を高めることが必要なのではないでしょうか。 III (1)② 建物を大きく改修することは困難を伴いますので、仕切りやカーテン等で居室やトイレ内を外から見えにくくする工夫をされることも方法の一つと思います。 亀岡市内で複数の老人福祉施設を運営している法人であるがゆえに、法人組織としては、明確な法人の理念と方針のもと、地域の期待を意識し、それに応えていこうとする姿勢を強く感じ

ることができました。
スタッフのヒアリングで伺った、一般職員の介護に傾けるひたむきで真摯な姿勢には強く胸が打たれました。
アットホームで和気あいあいとした雰囲気を保ちながらも、時代の求める感性を全職員が共有し、地域福祉の拠点として邁進していかれることを期待致します。

(様式6)

評価結果対比シート

事業所番号	2671600035
事業所名	特別養護老人ホーム第二亀岡園
受診メインサービス (1種類のみ)	介護老人福祉施設
併せて評価を受けた サービス(複数記入可)	短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援
訪問調査実施日	平成20年1月15日
評価機関名	京都市老人福祉施設協議会事業センター

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I 健全な組織体制	(1)組織の理念・運営方針	① 理念の周知と実践	組織の理念が、利用者及びスタッフ等に周知され、法人の理事長及び事業所の管理者等（以下、「責任者等」という。）を含むスタッフ全員が、理念に沿ったサービスの提供を実践している。	A	A
		② 運営方針の周知と実践	事業所の運営方針が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	A	A
		③ 運営規程の遵守	事業所の運営規程が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営規程に沿った事業所の運営及びサービスの提供を実践している。	B	B
	(2)組織体制	① 責任者等の協働	責任者等は、介護サービスの質の向上に熱意を持ち、事務所の運営について、スタッフと共に取り組んでいる。	A	A
		② 管理者による状況把握	管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつでもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	A	A
		③ 透明性の確保	責任者等は、公正・適切なプロセスで意思決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	B	B
		④ 支援体制の充実	利用者の主治医や医療機関・介護保険施設との間で、連携体制又は支援体制が確保されている。	A	A
	(3)労働環境	① 労働環境への配慮	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの労働環境に配慮している。	B	B
		② ストレス管理	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い、業務の効率を高めている。	B	B
		③ 休憩場所の確保	スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し、必要な設備・備品を備えている。	C	B
	(4)課題の設定	① 重点課題の設定	外的環境の変化や傾向を見極めた上で、事業の運営における重点課題が設定され、組織全体として課題の達成が図られている。	B	B
		② 業務レベルにおける課題の設定	各業務レベルにおいて課題が設定され、スタッフ全員が課題の達成に取り組んでいる。	B	B
	(5)人材の確保・育成	① 質の高い人材の確保	スタッフの採用時において、質の高い介護サービスを提供できる人材の確保を主眼としている。	A	A
		② 繙続的な研修の実施	採用時研修・フォローアップ研修等を実施しており、スタッフは、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。	B	B
		③ OJTの実施	スタッフが業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパーバイズ（指導・助言）を行なう体制がある。	A	A
小計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				21	22

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II 適正なサービス提供体制	(1)サービスの品質の確保	① 業務マニュアルの作成	事故防止や安全確保を踏まえた業務マニュアルが作成され、スタッフに活用されている。	A	A
		② サービス提供に係る記録	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、サービス提供を円滑に行うための工夫がされている。	A	A
		③ 確実な情報伝達	スタッフ間の申し送りや情報伝達を確実に行なうとともに、重要な事項については、全てのスタッフに伝わる仕組みとなっている。	A	A
		④ ケアカンファレンス	定期的又は必要に応じてケアカンファレンス（介護検討会）が開催され、意見交換が行われている。	A	A
	(2)個別援助計画	① アセスメントの実施	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況、利用者及びその家族の希望等を踏まえたうえでアセスメントを行なっている。	A	A
		② 個別援助計画の作成	アセスメントに基づき、利用者一人ひとりの目標を明らかにした個別援助計画を作成している。	A	A
		③ 専門家等に対する意見照会	個別援助計画の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	A	A
		④ スタッフの意見の集約	個別援助計画の策定に当たっては、当該利用者に関わる全てのスタッフの意見を取り入れており、共通認識に基づく目標達成が図られている。	A	A
		⑤ 個別援助計画の見直し	定期的又は必要に応じて、個別援助計画の見直しを行なっている。	A	A
	(3)利用者等の希望尊重	① 利用者・家族の希望尊重	個別援助計画の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、利用者及びその家族の希望を尊重している。	A	A
		② 希望等を引き出す働きかけ	利用者やその家族が、希望や要望、気掛かりなこと等をスタッフに気軽に伝えたり、相談できる機会を確保している。	A	A
	(4)衛生管理	① 感染症の対策及び予防	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、スタッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行なっている。	A	A
		② 事業所内の衛生管理等	施設（事業所）内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行なっている。	A	B
	(5)危機管理	① 事故・緊急時等の対応	事故や緊急時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	A	A
		② 事故の再発防止等	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用している。	A	A
小計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				30	29

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
III 利用者保護の観点	(1)利用者保護	① 人権等の尊重	利用者の人権や意思の尊重について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	A	A
		② プライバシー等の保護	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	A	B
		③ 個人情報保護	利用者の個人情報の保護及び職務上の守秘義務について、スタッフに徹底している。	A	A
		④ 利用者の決定方法	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	A	A
	(2)情報提供	① 事業所情報等の提供	事業所の概要及びサービス内容について、利用者やその家族にわかりやすく説明を行っている。	A	A
		② 利用者に係る情報交換	サービス利用時の状況について家族に情報提供を行い、家族から家庭での状況について情報を得る等、情報交換を行っている。	A	A
		③ 開示請求への対応	利用者やその家族から、提供を受けたサービスの内容や費用の明細等について情報開示の請求があった場合には、適切に対応している。	A	A
		④ 地域への情報公開	事業所の運営理念を地域に対して啓発・広報するとともに、事業所の機能・知識等を地域社会に提供している。	A	A
	(3)利用契約	① 料金の明示と説明	介護サービスの利用に際して必要となる料金について、根拠を明らかにして利用者にわかりやすく説明している。	A	A
		② 合意書面の作成	サービスの提供開始に当たっては、利用者及び事業者双方の権利・義務を明らかにし、合意の結果を契約書等として書面にしている。	A	A
小計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				20	19

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
IV サービスの質の向上の取組	(1)苦情解決	① 苦情・相談窓口の明示	利用者からの苦情や相談を受けつける窓口及び担当者等が明示され、利用者及びその家族に周知されている。	A	A
		② 苦情やトラブルへの対応	苦情やトラブルがあった場合には、組織として迅速かつ誠意をもって対応している。	A	A
		③ 第三者への相談機会の確保	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知している。	A	A
		④ 苦情に基づくサービスの改善	利用者からの苦情をサービスの向上に役立てている。	A	A
	(2)質の向上に係る取組	① 利用者満足度の把握	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	A	A
		② 質の向上に対する検討体制	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、責任者等を含むスタッフ全員が積極的に参加している。	A	A
		③ 評価の意義についての周知	サービス評価を行うことの意義及び評価結果をサービス改善に活かすことが、責任者等を含むスタッフ全員に周知され、理解されている。	B	B
	(3)評価の実施	① 自主点検の実施	京都府が各事業所に配布している「自主点検表」を活用して、年に1回以上、自主点検を行っている。	A	A
		② 自己評価の実施	事業所の体制及びサービスの内容に係る自己評価を定期的又は必要に応じて行い、自らが提供するサービスの質の改善に役立てている。	C	B
		③ 第三者評価の受け入れ	客観的なサービス水準の把握のために第三者評価を受け、評価結果を積極的に公表している。	A	A
小計(A=2点、B=1点、C=0点として点数化のこと)				17	18

【大項目ごとの点数】

大項目	自己評価	第三者評価結果
I 健全な組織体制	21	22
II 適正なサービス提供体制	30	29
III 利用者保護の観点	20	19
IV サービスの質の向上の取組	17	18

【達成率換算表】

大項目	達成率			
	自己評価	第三者評価		
I 健全な組織体制	21/30	70%	22/30	73%
II 適正なサービス提供体制	30/30	100%	29/30	97%
III 利用者保護の観点	20/20	100%	19/20	95%
IV サービスの質の向上の取組	17/20	85%	18/20	90%

